

6 事業者の方へ

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

⑥ 事業者の方へ	
(2) 厚真町中小企業災害復旧資金融資制度 (災害融資)	産業経済課経済グループ ☎27-2486 苫小牧信用金庫厚真支店 ☎27-2236 町商工会 ☎27-2456

支援の内容

平成30年北海道胆振東部地震により被災した町内の中小企業等の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度です。

融資対象者

下記のすべての要件を満たす者

- ①平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震の直接または間接被害により、経営に影響を受けている者
- ②町内に独立した事務所、工場または店舗を有する中小企業等協同組合等
- ③町税を完納している者

資金使途

運転資金・設備資金（併用可）

融資限度額

1 中小企業等あたり2,000万円

融資期間

運転資金の場合5年（据置1年以内）、設備資金の場合10年（据置2年以内）

融資利率

年1.1%（固定金利）

※ガイドブック6-(3)中小企業災害復旧資金融資利子補給金により、うち0.6%の補給を受けることができます。

返済方法

元金均等償還または元利均等償還

取扱金融機関

苫小牧信用金庫

その他取り扱い

担保、信用保証等は取扱金融機関の定めによります。

取扱期間

2020年3月31日まで（借り入れ日）

申込方法

町商工会が発行する町制度資金斡旋書に直近の町税納税証明書等を添付して金融機関に提出し、金融機関の所定の手続きにより申し込むものとします。

※金融機関および保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。なお、審査の結果によって、融資できない場合があります。

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

⑥ 事業者の方へ	
(3) 中小企業災害復旧資金融資利子補給金	産業経済課経済グループ ☎27-2486 町商工会 ☎27-2456

支援の内容

中小企業等の復旧に係る経費の軽減を図り、早期復旧と経営の安定化のため、災害融資に係る利子の一部を補給します。

融資対象者

下記のすべての要件を満たす者

- ①ガイドブック6-(2)厚真町中小企業災害復旧資金融資制度(以下「災害融資」という)の融資を受けた者
- ②町税を完納している者

利子補給の対象期間

災害融資の借入期間

補給金の額

災害融資に係る利子の年利率のうち0.6%分に相当する額とし、1月1日から12月31日の1年間の支払実績に応じて交付します。

交付手続き

補給金の交付申請、決定の通知および受領は町商工会が行います。

提出書類

- ①交付手続きに関する委任状(町商工会に提出)
- ②町税納付状況確認に係る同意書(町に提出)